

# 愛知県パーキング・パーミット制度 対象駐車区画登録届出書

令和 年 月 日

愛知県知事 殿

届出者	郵便番号	〒
	主たる事務所又は事業所の所在地又は住所	
	名称又は氏名	
	代表者の氏名（法人、団体の場合）	ふりがな
担当者の氏名・連絡先等	担当部署名	ふりがな
		氏名
		電話番号

愛知県パーキング・パーミット制度実施要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり対象駐車区画の登録を届け出るとともに、次に掲げる事項について協力します。

- (1) 対象駐車区画であることを示す案内標示等を行い、適切に管理します。
- (2) 制度の普及啓発や対象駐車区画の適正利用の促進に努めます。

### 記

登録を届出する施設及び対象駐車区画（障害者等用専用駐車区画）の区画数

No.	施設	障害者等用 駐車区画数 (3.5m以上)	プラスワン 駐車区画数 (3.5m未満)
1	名称		
	所在地		
	用途		
	備考		
2	名称		
	所在地		
	用途		
	備考		
3	名称		
	所在地		
	用途		
	備考		

- ※「名称」の欄は、店舗名など施設の名称を記載してください。
- ※「用途」の欄は、ショッピングセンター、病院、ホテルなど、施設の用途を記載してください。
- ※ プラスワン駐車区画の登録がある場合には、記載された所在地宛てに、カラーコーンに貼付することのできる区画標示用ステッカーを送付します。ステッカーが不要な場合や、別の所在地宛てへの送付を希望する場合は、「備考」の欄にその旨を記載してください。
- ※ 法人の本店等において支店等分をとりまとめ、一括して届出していただくことも可能です。その場合は、上記「登録を届出する施設及び対象駐車区画の区画数」の表に記載する事項を別紙（任意様式）に記載の上、本様式第3号とともに届け出てください。
- ※ 上記届出内容は、愛知県ウェブページに掲載させていただきます。